

京都市告示第 375 号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の開館時間を次のとおり臨時に変更します。

令和元年10月10日

京都市長 門川 大作

開館時間を変更する日	変更後の開館時間
令和元年12月12日(木)、同月13日(金)及び同月14日(土)	午前9時から午後5時まで

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)